

3. 住居に関する支援



被災住宅の応急修理

被災した世帯に対し、屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道など緊急を要する箇所の応急修理(日常生活に必要な最小限度の修理)を行います。

対象者(全て該当する人)

- ・「大規模半壊」「中規模半壊」の住家被害を受けた世帯または、「半壊」もしくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資金では応急修理をすることができない世帯
- ・そのままでは住むことができない状態にあること
- ・応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること

支援内容

- ・全壊、大規模半壊、中規模半壊、または半壊の被害を受けた世帯 739,000円以内(税込)
- ・準半壊の被害を受けた世帯 358,000円以内(税込)

必要書類

- ①応急修理申込書 ②被害状況に関する申出書 ③罹災証明書 ④施工前の被害状況が分かる写真 ⑤修理見積書(様式第3号) ⑥その他市町村が求める書類

受付窓口 都市整備課

※制度の申請には、被害状況が分かる写真が必須となります。

※既に工事を発注した場合も、業者への支払いがされていない場合は申請できる場合があります。その場合、被害写真・修理中の写真・完了写真が必要となりますので施工業者へ依頼してください。

☎ 都市整備課 ☎32-1694

全壊家屋の公費解体～まずは衛生環境課までご相談ください～

対象家屋

- ・全壊判定の家屋
- ・罹災届出証明書の発行を受けて市が実施する現地調査により全壊相当と判断したもの
- ※大規模半壊から一部損壊は対象外
- ※既に自らの費用負担により撤去などされている場合も補助対象になる場合があります

受付期間 10月1日⑨9時30分
～11月28日⑤17時15分

受付窓口 衛生環境課

☎ 衛生環境課 ☎32-1598

7. 福祉・健康



健康相談を受け付けています～災害でストレスを抱えている皆さんへ～

こころの健康相談

受付期間 9時～16時 (土日祝日年末年始を除く)

相談場所 熊本県精神保健福祉センター
※まずはお電話ください

☎ 熊本県精神保健福祉センター
☎096-386-1166

健康相談

受付期間 9時～16時 (土日祝日年末年始を除く)

相談場所 市保健福祉センター

☎ 健康づくり推進課
☎32-7100

災害支援の重要なお知らせ (特記のないものは令和7年9月22日時点)

市 HP では随時情報を更新しています



1. 税金・保険料などの免除



市税の減免

固定資産税

対象

固定資産税で課税されている資産が、災害で次の被害を受けた人

土地	農地や宅地が流出などにより使用不可となった
家屋	(1) 住家で罹災証明が半壊以上の判定となった ※申請不要 (2) 非住家で価格の2割以上の被害を受けた ※(1)の判定が出ている場合でも、(2)の減免を希望するときは申請が必要
償却資産	全壊し廃棄するなど使用不能、または損傷し修理が必要となった

減免内容

発災月以後に納期限を迎える税額のうち、災害の程度に応じて10分の4から全額を免除

必要書類

- ・罹災証明書(家屋のみ、写し可)
- ・被害当時の状態が分かる写真
- ・身分証明書
- ・委任状(所有者以外が申請する場合)



詳しくはこちら

個人市民税・国民健康保険税

対象(全て該当する人)

- ・令和6年中の所得が1,000万円以下の人
 - ・住宅が半壊以上または家財への損失額(保険金などで補てんされた額を除く)が10分の2以上
- ※9月号でお知らせした対象について、10分の3が10分の2となりましたので訂正します。

減免内容

令和6年中の合計所得金額と損害の程度に応じて発災月以後に納期限を迎える税額のうち8分の1から全額を免除

必要書類

- ①住宅
・罹災証明書(写し可)
- ②家財
・罹災届出証明書(写し可)
・被害状況申告書
- ①②で保険金の補てんがある場合
・損害保険の契約書、補てん金の支払明細書

☎ (個人市民税) 税務課 ☎32-1402
(固定資産税) 税務課 ☎32-1487
(国民健康保険税) 医療保険課 ☎32-1417

保育所などの保育料の減免

対象者

保育料を負担している人で損害の程度が「準半壊」以上の人

※対象者には子ども未来課から申請書などを送付します。

☎ 子ども未来課 ☎32-1404

2. イベントの中止



- 海東校区体育祭
- 小野部田校区体育祭
- 小川校区体育祭
- 河江校区体育祭
- 豊野町市民体育祭

☎ 文化スポーツ課 ☎32-1945

介護保険料・介護サービス利用料の減免

対象者

本人または同一世帯の生計維持者が所有する住宅が罹災証明書で半壊以上となった人

減免内容

【介護保険料】

前年の所得金額と損害の程度に応じて4分の1から全額

【介護サービス利用料】

前年の世帯の合計所得金額(1,000万以下の場合に限る)と損害の程度に応じて8分の1から全額

※対象者には直接通知するため申請の必要はありません。

☎ 高齢介護課 ☎32-1406